

【スペイン】 2011 年のスペイン憲法改正

政治議会課憲法室・三輪 和宏

* 現行のスペイン憲法の 2 回目となる改正が行われた。財政健全化に関する新条項が挿入される改正で、2011 年 9 月 27 日に施行された。国と自治州の財政赤字に組織法律で上限を定めること、また、地方自治体も予算上の均衡を達成しなければならないこと等が規定された。

スペイン憲法の改正手続

現在のスペイン憲法は、フランコ独裁の終結後、1978 年に立憲君主制の憲法として制定された（以下「1978 年憲法」）。1978 年憲法は、改正手続が通常法律改正手続よりも厳しい硬性憲法に分類されている。具体的な手続は、第 10 章憲法改正に定められ、2 通りに分かれている。すなわち、①全面改正等の特別の場合の改正手続、②通常の場合の改正手続である。①の手続は、極めて厳格であり（a）議会の各院の特別多数（3 分の 2）による可決、（b）議会の両院の解散と総選挙、（c）国民投票、という複数の条件（ハードル）を重複して課している。②の手続も比較的厳格で、次のとおりである。（a）議会の各院の 5 分の 3 以上の多数で改正案を可決。（b）議会による承認が得られた後 15 日以内に、いずれかの院の議員の 10 分の 1 以上の要求がある場合に限り、更に国民投票での採択が必要となる。

1978 年憲法が硬性憲法であり、また国内に地域主義、民族独立問題が存在するという 2 つの理由から、従来、スペインは憲法改正に消極的な国と言われてきた。1978 年憲法は、前述の②の手続により、1992 年と 2011 年の 2 回のみ改正されている。1992 年の改正は、地方自治体の選挙において外国人の被選挙権を互惠主義の下で認めたもので、「及び被選に関する (y pasivo)」という短い字句が追加された（第 13 条第 2 項）。2011 年の改正は、本稿で紹介する改正で、財政健全化条項を挿入したものである。

2011 年改正の審議経過とその特徴

2011 年 8 月 26 日、議会の下院に、与党のスペイン社会労働党会派及び最大野党の国民党会派の両会派共同により憲法改正案が提出された。下院の審議では、1982 年下院議事規則第 150 条に基づく迅速な審議手続を採用することになり、9 月 2 日、本会議における 1 回のみ審議が行われ、直ちに表決がなされた。結果は、投票総数 321（議席総数・在籍議員数 350）、うち「賛成 316、反対 5、棄権 0」という圧倒的多数での可決となった。同日、上院への送付が行われ、6 日に憲法委員会による審査、7 日に本会議での審議・表決となった。結果は、投票総数 236（在籍議員数 261）、うち「賛成 233、反対 3」という、やはり圧倒的多数での可決となった。上下両院とも、国民投票を求める議員が 10 分の 1 に達することはなかった（前述の②の手続の（b）参照）。9 月 27 日に国王が裁可し、同日、公布とともに施行された。

議会の審議の特徴は、「スピード審議」と言える。両院とも、各々約1週間の審議期間であった。前述のとおり憲法改正に消極的と言われるスペインであるにもかかわらず、「スピード審議」に至った要因には、次の2つが考えられる。1つは、改正の必要性が大きかったということである。サパテロ首相は、今回の憲法改正について、スペインの「責任」という言葉を使い、その必要性を強調している。スペインは、2011年に大量の国債償還期限を迎えており、四半期ごとに各約250～350億ユーロ、その中でも8月と10月には各220億ユーロの大型償還を行う事態になっている。この資金調達に対し国際的な懸念が生じている。もう1つは、改正について与党と最大野党の事前の合意があったことである。スペインは、社会労働党と国民党が二大政党制を形成しており、両党を合わせた議席数は、各院の約90パーセントを占める。

2011年改正の内容

今回、財政債務に関する第135条の全面的な改正が行われ、また、改正に合わせた附則と最終規定が定められた。その要旨は、次のとおりである。

① 国、自治州及び地方自治体ともに、その活動を「予算の安定性 (estabilidad presupuestaria) の原則」に適合させなければならない。(第135条第1項)

② 国及び自治州の構造的な財政赤字につき、国内総生産 (GDP) に応じて上限を組織法律で定める。その際、国及び自治州の構造的な財政赤字は、例えば欧州連合 (EU) の定める許容限度を超えてはならない。地方自治体は、予算上の均衡を達成しなければならない。(第135条第2項)

* この改正でいう「構造的な財政赤字」とは、財政赤字の中でも景気変動による増減の影響を受けないものを指す。EUの許容限度とは、いわゆる経済収斂基準の中の「過大な財政赤字を防ぐための参照値」が想定されている。この参照値の1つは「単年度の財政赤字がGDP比で3パーセントまで」である。

③ ②の組織法律は、2012年6月30日より前に承認されなければならない。②の上限に関する施行は、2020年からである。(附則第1条、同第3条)

④ 自治州は、その規則及び予算上の決定において、財政上の安定性の原則を効果的に実施することに資する措置を講じなければならない。(第135条第6項)

* スペインでは、自治州が交通、医療、福祉、教育等の住民サービスに直結する分野で大きな役割を担い財政規模が大きいため、その財政健全化を規定したものである。

参考文献(インターネット情報は2011年10月14日現在である。)

・«CONSTITUCIÓN ESPAÑOLA: 15210 Reforma del artículo 135 de la Constitución Española, de 27 de septiembre de 2011» (スペイン官報 Núm.233, Sec.I., Págs.101931-101941).

<<http://www.boe.es/boe/dias/2011/09/27/>>